

(仮称) 練馬区景観条例骨子案のパブリックコメントの実施および
(仮称) 練馬区景観計画素案のパブリックコメント実施結果について

1 景観条例

11	1	21	21
----	---	----	----

11	1
----	---

2 景観計画素案パブリックコメント実施結果

11	30	20
15	38	

3 今後のスケジュール (予定)

4 資料

	3	6
(17
	18	22

(仮称) 練馬区景観条例骨子案 概要

1 目的

練馬の特性を反映した良好な景観の形成を図って、住民が誇りと愛着をもって、練馬区に住み続けたいと思えるまちづくりをすること。

2 基本理念

(1) 連携、協力

区、区民等、事業者、関係自治体が、その連携および協力の下に良好な景観の形成に一体的に取り組む。

(2) 次世代への引継ぎ

先人から受け継いだ良好な景観を、区民共通の資産として次世代に引き継ぐ。

(3) 調和した土地利用

練馬の特性を生かし調和した土地利用を図る。

3 責務

区、区民等、事業者、それぞれの責務について定める。

4 近隣自治体等との協議

区長は、良好な景観の形成を推進する上で必要があると認めるときは、近隣自治体等に協議を求めることができる。

5 景観計画

(1) 景観計画

練馬区の景観行政の基本的な考え方

- ・ 計画を策定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴取する。
- ・ 計画を策定しようとするときは、区民等の意見を反映するための措置を講じる。

(2) 景観まちづくり地区の指定

指定要件

- ・ 河川、道路、公園等都市の構造上重要な施設に沿った地区
- ・ 歴史的、文化的な建造物等地域固有の景観特性を有する地区
- ・ 上記のほか、別に区長の定める地区

6 行為の規制等（建築物等の景観形成への配慮）

景観法および景観計画で規定している事項

(1) 行為の届出事項

行為の届出の種別および期限は、景観法で規定されている届出に適合しない行為には、勧告と公表を行うことができる
※対象規模は、景観法に基づき景観計画で次表のとおり規定する

行為の種別		対象となる規模※
①	第1号 建築物の建築等 ・ 建築物の新築、増築、改築 もしくは移転 ・ 外観を変更することとなる 修繕もしくは模様替えまたは 色彩の変更	○以下のいずれかに該当するもの ①高さ10m以上または延べ面積500 ㎡以上 ②敷地面積500㎡以上
②	第2号 工作物の建設等 ・ 工作物の新設、増築、改築 もしくは移転 ・ 外観を変更することとなる 修繕もしくは模様替えまたは 色彩の変更	○つぎに掲げる高さ10m以上または 築造面積500㎡以上となる工作物 ・ 煙突、鉄柱、広告塔、広告板、装 飾塔、記念塔、物見塔その他これら に類するもの ・ 昇降機、ウォーターシュート、コ ースター、高架の遊戯施設や原動機 を使用する回転遊戯施設その他こ れらに類するもの ・ 製造施設、貯蔵施設、自動車車庫 (建築物であるものを除く)その他 これらに類するもの
③	第3号 開発行為 (都市計画法第4条第12項に 規定する開発行為)	○開発区域面積1,000㎡以上

(2) 届出適用除外

- ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
- ・ 都市計画法に基づき、都市計画の決定手続きを経て行う行為

(3) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項で定める特定届出対象行為は、つぎのとおりとする。

- ・ 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ・ 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

(4) 指導

区長は、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者またはした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(5) 勧告等

- ・ あらかじめ都市計画審議会の意見を聴き勧告する。
- ・ 勧告に従わないときは、その旨を公表する。公表する場合は、その者が意見を述べる機会を設ける。

(6) 大規模建築物の事前協議および指導等

- ・ 行為（高さ15m以上かつ延べ面積3,000㎡以上の建築物の建築等）の届出より前に、区長に事前協議する。
- ・ 協議があったときは、必要な指導、助言を行う。また、都市計画審議会の意見を求めることができる。

7 景観重要建造物等の保全等

(1) 指定

区長は、景観重要建造物または景観重要樹木を指定するときは、都市計画審議会の意見を聴くとともに、所有者の同意を得る。

(2) 告示

区長は、景観重要建造物または景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示する。

(3) 命令

区長は、管理に関して命令、勧告することができる。

(4) 滅失、変更の届出

景観重要建造物または景観重要樹木の所有者が、当該建造物等を滅失した場合および所有者、所有者の住所等に変更があった場合には届出なければならない。

(5) 管理基準

景観重要建造物または景観重要樹木の管理の方法の基準を設ける。

(6) 地域景観資源登録制度

良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、景観重要建造物等に指定されていない建造物または樹木その他の地域固有の景観資源を地域景観資源として登録することができる。

8 景観協定

(1) 景観協定の締結

- ・ 協定地区内の全員の合意により、良好な景観の形成に関する規定を締結できる。
- ・ 協定には、区長の認可が必要である。

(2) 景観まちなみ協定制度

- ・ 景観計画区域内において、区民等が、良好な景観の形成を目的とする活動を行おうとするときは、規則で定めるところにより、景観まちなみ協定を締結することができる。

9 公共施設等の景観形成（練馬区が整備するものが対象）

公共施設整備方針の策定

10 景観行政の推進

景観整備機構制度の活用

(仮称) 練馬区景観条例 (骨子案)

平成22年10月

練馬区

条例の内容

第1 総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本理念
- 4 区の責務
- 5 区民等の責務
- 6 事業者の責務
- 7 近隣区市および東京都との協議

第2 景観計画

- 8 景観計画
- 9 景観まちづくり地区の指定

第3 行為の規制等（建築物等の景観形成への配慮）

- 10 行為の届出事項
- 11 届出適用除外事項
- 12 特定届出対象行為
- 13 景観計画区域内における指導
- 14 行為の届出に対する勧告等
- 15 特定届出対象行為に対する変更等命令
- 16 大規模建築物の事前協議
- 17 事前協議の指導等

第4 景観重要建造物等の保全等

- 18 指定の手続き等
- 19 管理に対する命令等
- 20 滅失等の届出
- 21 所有者等の変更の届出
- 22 管理の方法の基準
- 23 地域景観資源登録制度

- 第 5 景観協定等
 - 24 景観協定の締結等
 - 25 景観まちなみ協定制度

- 第 6 公共施設等の景観形成（練馬区が整備するものが対象）
 - 26 公共施設等の整備
 - 27 公共施設等景観形成方針への適合

- 第 7 景観行政の推進
 - 28 景観整備機構の指定等

- 第 8 雑則
 - 29 委任
施行期日等

▪

条例の内容

第1 総則

1 目的

16

110

2 定義

15

3000

3 基本理念

1

4 区の責務

5 区民等の責務

6 事業者の責務

7 近隣区市および東京都との協議

第2 景観計画

8 景観計画

8

1

9 景観まちづくり地区の指定

第3 行為の規制等（建築物等の景観形成への配慮）

10 行為の届出事項

16

11 届出適用除外事項

16

11

16

12 特定届出対象行為

17

13 景観計画区域内における指導

8

14 行為の届出に対する勧告等

16

16

15 特定届出対象行為に対する変更等命令

17 1 5

16 大規模建築物の事前協議

10

17 事前協議の指導等

16

16

16

第 4 景観重要建造物等の保全等

18 指定の手続き等

19

28

)

19

28

19

28

19 管理に対する命令等

18

26

27

19

18

34

35

28

20 滅失等の届出

21 所有者等の変更の届出

22 管理の方法の基準

25 2

33 2

23 地域景観資源登録制度

第5 景観協定等

24 景観協定の締結等

81

84 1

88 1

25 景観まちなみ協定制度

第 6 公共施設等の景観形成（練馬区が整備するものが対象）

26 公共施設等の整備

27 公共施設等景観形成方針への適合

第 7 景観行政の推進

28 景観整備機構の指定等

92 1

95 3

第 8 雑則

29 委任

